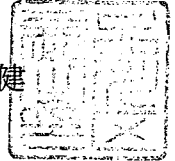


品福計収第216号
平成27年11月13日

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
会長 蓼沼 恵美子 様

品川区長 濱野 健



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成27年11月13日 から 平成32年11月12日 まで

なお、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第30号）附則第15条の規定により、本証明書は平成27年分の所得税から適用されることとなります。